

「見積活用方式」 試行運用マニュアル

令和8年2月

沖縄県土木建築部

技術・建設業課

1. はじめに

入札参加者に見積りの提出を求め活用する方式(試行)(以下「見積活用方式」という。)は、工事の不調・不落対策として採用するものであり、標準積算基準等に基づく価格(以下「標準積算」という。)と実勢価格に乖離が生じていると考えられる項目について、入札参加者から提出される見積価格を用いて予定価格を作成する方式である。

見積活用方式の採用により、工事契約が締結され円滑な事業執行が行われることを目的とする。なお、予定価格を設定するに当たっては、入札参加者から提出される見積価格の妥当性を確認し、適切に対応する必要がある。

2. 用語の定義

(1) 「入札参加者」

競争参加資格を有する者をいう。

(2) 「見積価格書」

入札参加者から提出される、見積価格が記載されている書類(様式2号)をいう。

(3) 「根拠資料」

見積価格の根拠となる資料をいい、入札参加者が採用を予定する協力会社(下請会社、専門工事業者、製造業者等)から収集する見積り等をいう。

又は、直近に契約した工事において交わした契約書類等により、見積価格の根拠となる単価及び価格が確認できる資料をいう(自社施工の場合を含む)。

(4) 「実勢価格」

直近の市場で実際に取り引きされている平均的な価格をいう。

(5) 「取引予定価格」

入札参加者と協力会社との間で、見積価格書提出時点において予定されている取引価格をいう。

(6) 「見積価格」

見積価格書に記載される単価及び価格をいい、入札参加者が協力会社からの見積り等を基に設定する価格をいう。

(7) 「採用見積価格」

見積価格書において、見積価格の妥当性が確認された、予定価格に反映される単価及び価格をいう。

(8) 「実績価格」

受注者が工事契約後に協力会社と契約した単価及び価格をいう。

(9) 「実績価格調査票」

受注者の見積価格と実績価格を確認するための書式をいう。

3. 入札方式

一般競争入札(事前審査型)を原則とする。

4. 対象工事について

- (1) 標準積算と実勢価格の間において乖離が生じ、不調・不落になった工事を対象とする。
- (2) 過去に不調・不落になった工事と同種及び類似工事、又は標準積算と実勢価格との乖離が生じるおそれのある項目等を有する工事を対象とする。

5. 対象項目について

- (1) 直接工事費のうち、内訳書又は現場条件等から標準積算と乖離が予想される材料単価、複合単価、市場単価、単位施工単価、見積単価（製造業者又は専門工事業者の見積り等を参考に算定した単価）等とする。
- (2) 共通費のうち、共通仮設費及び現場管理費の積上げ分又は率計上分で、現場条件等により標準積算と乖離が予想される項目とする。
- (3) 執行伺いの積算に用いる価格設定は、過去の実績等を勘案して、概算設計書を作成の上、執行伺いを行う。
なお、予定価格を設定するまでには見積価格を反映させた設計書を作成すること。

6. 見積価格について

- (1) 見積依頼は、依頼先が見積りを求める工種等及び施工条件が十分に理解して見積書を作成できるよう必要な図面（平面図、施工断面図等）、参考資料（「工法名称」や「必要事項」等）を公告資料に添付し、見積書の書式を定めて依頼する。
- (2) 見積価格の見積期間は、10 日以上（土日・祝日を含まず）を標準期間とする。
- (3) 見積書の提出は、一般競争入札参加資格確認申請書の申請期日までに当該工事を所轄する主務課又は事務所に提出する。
見積書には、申請者の記名及び代表者印を押印すること。
見積書の提出に係る費用は、申請者の負担とすることを見積依頼書に記載する。
- (4) 見積価格は、根拠資料等により妥当性を確認する。
前号において、入札参加資格の審査の結果、無資格となった者の見積書は除外すること。
- (5) 見積価格は実勢価格又は直近の契約実績等がない場合は取引予定価格とし、入札参加者において価格上昇を予測した価格ではないことに留意する。

7. 根拠資料等について

根拠資料の内容が確認できない場合は、確認できる資料を追加で求めるか、又はヒアリング等により内容を確認する必要がある。

8. 予定価格の作成について

- (1) 根拠資料等により見積価格の妥当性が確認された場合は、その平均値を予定価格に反映させる。
- (2) 見積価格書において、見積価格の妥当性が確認できない項目は、見積価格を採用せず標準積算による単価及び価格を採用する。
- (3) 採用見積価格について、入札参加資格の通知とともに通知する（発注者が見積りを依頼した

項目について、全て採用見積価格とする場合は様式3号、一部を採用見積価格・一部を標準積算による単価及び価格とする場合は様式4号、全てを標準積算による単価及び価格とする場合は様式5号を通知する。。

なお、通知日から10日後（土日・祝日を含まず）を入札日とする。

9. 見積活用方式のフォローアップ

工事契約及び該当単価の価格確定後（下請契約後等）、「実績価格調査票」の提出を求め、見積価格と実績価格を確認し、大きな開差がある場合については、その理由についても確認する。

10. 見積活用方式の流れ

(1) 見積活用方式の検討

⇒見積活用方式による工事及び項目等の選定及び決定

⇒関係課との事前調整

(2) 入札手続き

⇒公告文等に「見積活用方式（試行）」の対象工事であることを明記

⇒入札説明書に見積価格依頼書を添付（様式1号）

⇒見積価格依頼書に見積りを求める項目等を明記

⇒見積期間として、公告後原則10日以上（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない）後に見積価格書の提出期限を設ける

(3) 見積価格書の提出

⇒見積価格依頼書を参考に、見積価格書及び根拠資料等の提出（様式2号）

⇒見積価格又は根拠資料等の提出ができない場合は、見積価格書に理由を記載して提出

(4) 見積価格の妥当性の確認

⇒根拠資料により妥当性を確認

⇒妥当性が確認できない場合は、追加資料の提出を求める

⇒必要に応じてヒアリング等を実施する場合がある

(5) 採用見積価格等の交付

⇒発注者が見積りを依頼した項目について、全て採用見積価格とする場合は様式3号、一部を採用見積価格・一部を標準積算による単価及び価格とする場合は様式4号、全てを標準積算による単価及び価格とする場合は様式5号にて入札参加資格確認申請者に通知する。

(6) 予定価格の作成

⇒採用見積価格等を予定価格に反映

(7) 入札

⇒入札参加者の工事費内訳書を確認

(8) 契約

⇒工事契約及び該当単価の価格確定後（下請契約後等）、実績価格調査票により受注者の見積価格及び実績価格を確認（様式6号）

〇〇〇工事
競争参加資格確認申請者 殿

沖縄県土木建築部長

見積価格書及び根拠資料に関する依頼書

〇〇工事について、工事費算出の参考とするため、下記の項目について、見積価格を記載のうえ、見積価格書及び根拠資料の提出をお願いいたします。

1. 見積依頼項目（例）

番号	種目	科目	細目	摘要	数量	見積価格(税抜)		備考	見積価格を記載できない理由 ※入	根拠資料番号 ※入
						単価 ※入	金額 ※入			
※発	※発	※発	※発	※発	※発	※入	※入	※発		
A1	庁舎	躯体	型枠	普通合板型枠 地上軸部	〇m ²	〇〇 円	〇〇 円	材工共 (下請経 費等を含 む)	※ 見積 価格 を記載 できな い場合 は、そ の理由 を記載	資料番 号を記 載
A2	庁舎	躯体	型枠	打放合板型枠 A種 地上軸部	〇m ²	〇〇 円	〇〇 円	(運搬費 は含まな い)		
A3	庁舎	躯体	型枠	打放合板型枠 B種 地上軸部	〇m ²	〇〇 円	〇〇 円			
E1	庁舎	電灯 設備	電灯 幹線	EM-CE60°	〇m ²	〇〇 円	〇〇 円	材工共 (下請経 費等を含 む)	※ 見積 価格 を記載 できな い場合 は、そ の理由 を記載	資料番 号を記 載
E2	庁舎	電灯 設備	電灯 幹線	EM-CET100°	〇m ²	〇〇 円	〇〇 円	(運搬費 は含まな い)		
E3	庁舎	電灯 設備	電灯 幹線	EM-CET150°	〇m ²	〇〇 円	〇〇 円			

【凡例】 ※数量：公共建築数量積算基準、公共建築設備数量積算基準による数量とする

※発：発注者が記載する項目

※入：入札参加者が記載する項目

2. 提出を求める資料

- (1) 見積価格書（様式2号）申請者の記名すること。
- (2) 根拠資料（見積価格の根拠となる資料で、採用を予定する協力会社（下請会社、専門工事業者、製造業者等）から収集する見積り等をいう。又は、直近に契約した工事において交わした契約書類等により、見積価格の根拠となる単価及び価格が確認できる資料をいう（自社施工の場合を含む）。）

3. 記載にあたっての留意事項

- (1) 見積価格は直近の契約実績等、市場の取引価格を適切に反映し、支障なく工事施工が実施できる価格としてください。
直近の契約実績等がない場合は、取引予定価格（入札参加者と協力会社との間で、見積価格書提出時点において予定されている取引価格をいう）としてください。
なお、見積価格は価格上昇を予測した価格ではないことに留意して下さい。
- (2) 見積価格の記載ができない場合は、その理由について記載のうえ提出をお願いします。
なお、見積価格書が提出できない場合であっても、入札に当たって欠格などの不利益が生じるものではありません。
- (3) 根拠資料の内容が確認できない場合は、確認できる資料を追加で求めるか、又はヒアリング等により内容を確認する場合があります。
- (4) 見積価格書の内容に不備・不明な点がある場合は、見積価格を採用できない場合があります。
- (5) 見積書作成にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行わないこと。また、競争を制限する目的で他の者と価格についていかなる相談も行わずに見積書を提出してください。
- (6) 提出いただいた見積価格書及び根拠資料は、積算の目的以外に使用しません。
- (7) 本見積価格依頼書に添付した資料は、当該工事発注手続きが終了した時点で適切に破棄されるようお願いします。

沖縄県土木建築部長 殿

(株)〇〇〇〇〇〇

見積価格書及び根拠資料の提出について

標記について、〇〇〇工事の見積価格書及び根拠資料を提出します。
なお、提出する見積価格は、実勢価格・取引予定価格となります。
見積依頼項目（例）

番号	種目	科目	細目	摘要	数量	見積価格(税抜)		備考	見積価格 を記載で きない理 由 ※入	根拠資料 番号 ※入
						単価	金額			
※発	※発	※発	※発	※発	※発	※入	※入	※ 発		
A1	庁舎	躯体	型枠	普通合板型枠 地上軸部	〇m ²	〇〇 円	〇〇 円	材工共 (下請経 費等を含 む)	※ 見積 価格 を記載 できな い場合 は、そ の理由 を記載	・根拠 資料 A-1
A2	庁舎	躯体	型枠	打放合板型枠 A種 地上軸部	〇m ²	〇〇 円	〇〇 円	(運搬費 は含まな い)		
A3	庁舎	躯体	型枠	打放合板型枠 B種 地上軸部	〇m ²	〇〇 円	〇〇 円			
E1	庁舎	電灯 設備	電灯 幹線	EM-CE60°	〇m ²	〇〇 円	〇〇 円	材工共 (下請経 費等を含 む) (運搬費 は含まな い)	※ 見積 価格 を記載 できな い場合 は、そ の理由 を記載	・根拠 資料 E-1
E2	庁舎	電灯 設備	電灯 幹線	EM-CET100°	〇m ²	〇〇 円	〇〇 円			
E3	庁舎	電灯 設備	電灯 幹線	EM-CET150°	〇m ²	〇〇 円	〇〇 円			

【凡例】 ※数量：公共建築数量積算基準、公共建築設備数量積算基準による数量とする

※発：発注者が記載する項目

※入：入札参加者が記載する項目

見積価格書有効期限：令和〇〇年〇〇月〇〇日 ※入札執行の日（開札日）を記入する

（本件責任者）氏名（連絡先） 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

（担当者）氏名（連絡先） 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇〇工事
競争参加資格確認申請者 殿

沖縄県土木建築部長

見積価格の採用結果について

標記について、〇〇〇工事の見積価格書及び根拠資料を提出いただき、ありがとうございました。各者から提出された見積書を踏まえ、以下の単価・価格、金額に決定しました。

見積活用方式による項目等の価格

番号	種目	科目	細目	摘要	数量	見積価格(税抜)		備考
						単価	金額	
※発	※発	※発	※発	※発	※発	※受	※受	
A 1	庁舎	躯体	型枠	普通合板型枠 地上軸部	〇m ²	〇〇円	〇〇〇円	材工共 (下請経費 等を含む) (運搬費は 含まない) (法定福利 費を含む)
A 2	庁舎	躯体	型枠	打放合板型枠 A種 地上軸部	〇m ²	〇〇円	〇〇〇円	
A 3	庁舎	躯体	型枠	打放合板型枠 B種 地上軸部	〇m ²	〇〇円	〇〇〇円	
E 1	庁舎	電灯 設備	電灯 幹線	EM-CE60°	〇m ²	〇〇円	〇〇〇円	材工共 (下請経費 等を含む) (法定福利 費を含む)
E 2	庁舎	電灯 設備	電灯 幹線	EM-CET100°	〇m ²	〇〇円	〇〇〇円	
E 3	庁舎	電灯 設備	電灯 幹線	EM-CET150°	〇m ²	〇〇円	〇〇〇円	

〇〇〇工事
競争参加資格確認申請者 殿

沖縄県土木建築部長

見積価格の採用結果について

標記について、〇〇〇工事の見積価格書及び根拠資料を提出いただき、ありがとうございました。各者から提出された見積書を踏まえ、以下の単価・価格、金額に決定しました。

見積活用方式による項目等の価格

番号	種目	科目	細目	摘要	数量	見積価格(税抜)		備考
						単価	金額	
※発	※発	※発	※発	※発	※発	※受	※受	
A 1	庁舎	躯体	型枠	普通合板型枠 地上軸部	〇m ²	〇〇円	〇〇〇円	材工共 (下請経費 等を含む) (運搬費は 含まない) (法定福利 費を含む)
A 2	庁舎	躯体	型枠	打放合板型枠 A種 地上軸部	〇m ²	〇〇円	〇〇〇円	
A 3	庁舎	躯体	型枠	打放合板型枠 B種 地上軸部	〇m ²	〇〇円	〇〇〇円	
E 1	庁舎	電灯 設備	電灯 幹線	EM-CE60°	〇m ²	見積価格の妥当性が 確認できないため、 公共建築工事積算基 準類に基づく単価・ 価格、金額を採用し ます。		材工共 (下請経費 等を含む) (法定福利 費を含む)
E 2	庁舎	電灯 設備	電灯 幹線	EM-CET100°	〇m ²			
E 3	庁舎	電灯 設備	電灯 幹線	EM-CET150°	〇m ²			

〇〇〇工事
競争参加資格確認申請者 殿

沖縄県土木建築部長

見積価格の採用結果について

標記について、〇〇〇工事の見積価格書及び根拠資料を提出いただき、ありがとうございました。各者から提出された見積書を踏まえ、以下の単価・価格、金額に決定しました。

見積活用方式による項目等の価格

番号	種目	科目	細目	摘要	数量	見積価格(税抜)		備考
						単価	金額	
※発	※発	※発	※発	※発	※発	※受	※受	
A 1	庁舎	躯体	型枠	普通合板型枠 地上軸部	〇m ²	見積価格の妥当性が 確認できないため、 公共建築工事積算基 準類に基づく単価・ 価格、金額を採用し ます。		材工共 (下請経費 等を含む) (運搬費は 含まない) (法定福利 費を含む)
A 2	庁舎	躯体	型枠	打放合板型枠 A種 地上軸部	〇m ²			
A 3	庁舎	躯体	型枠	打放合板型枠 B種 地上軸部	〇m ²			
E 1	庁舎	電灯 設備	電灯 幹線	EM-CE60°	〇m ²			
E 2	庁舎	電灯 設備	電灯 幹線	EM-CET100°	〇m ²			
E 3	庁舎	電灯 設備	電灯 幹線	EM-CET150°	〇m ²			

監督職員 殿

会 社 名
現場代理人

実績価格調査票の提出について

標記について、〇〇〇工事の実績価格調査票を提出します。

1. 見積活用方式による項目等の事後確認

番号	種目	科目	細目	摘要	数量	見積価格(税抜)		実績価格(税抜)		備考
						単価	金額	単価	金額	
※発	※発	※発	※発	※発	※発	※受	※受	※受	※受	※受
A 1	庁舎	躯体	型枠	普通合板型枠 地上軸部	〇m ²	〇〇 円	〇〇 円	〇〇円	〇〇〇 円	※見積価格 と実績価格 に大きな開 差がある場 合は理由を 記載
A 2	庁舎	躯体	型枠	打放合板型枠 A 種 地上軸部	〇m ²	〇〇 円	〇〇 円	〇〇円	〇〇〇 円	
A 3	庁舎	躯体	型枠	打放合板型枠 B 種 地上軸部	〇m ²	〇〇 円	〇〇 円	〇〇円	〇〇〇 円	
E 1	庁舎	電灯 設備	電灯 幹線	EM-CE60°	〇m ²	〇〇 円	〇〇 円	〇〇円	〇〇〇 円	※見積価格 と実績価格 に大きな開 差がある場 合は理由を 記載
E 2	庁舎	電灯 設備	電灯 幹線	EM-CET100°	〇m ²	〇〇 円	〇〇 円	〇〇円	〇〇〇 円	
E 3	庁舎	電灯 設備	電灯 幹線	EM-CET150°	〇m ²	〇〇 円	〇〇 円	〇〇円	〇〇〇 円	

【凡例】 ※数量：公共建築数量積算基準、公共建築設備数量積算基準による数量とする

※発：発注者が記載する項目

※受：受注者が記載する項目

2. 記載にあたっての留意事項

- 1) 見積活用方式による見積価格の事後確認のため、見積価格及び実績価格を記載のうえ、該当単価における価格確定後（下請契約後等）速やかに提出をお願いいたします。
- 2) 見積価格は、見積書に記載した価格を記入して下さい。
- 3) 実績価格は、工事契約後に協力会社等と実際に契約した単価及び価格について記載して下さい。
- 4) 見積項目が多い場合は、必要内容を別紙に記載してください。

一般競争入札見積活用方式試行（事前審査型）の流れ

沖縄県土木建築部

一般競争入札見積活用方式試行（事前審査会）における入札公告から落札者の決定までの流れは、以下のとおりです。

